バス交通

3地区で試験運行を行います

4月1日から9月30日まで

市内のバス交通は、地域ごとに運行形態が違っており、受けられるサービス内容に差があります。また、近年は自動車の普及や高齢者の免許保有率の向上、人口減少などの影響で利用者は減少の一途をたどり、路線バスなどの廃止や休止が増加しています。

このため市は、地域間のサービス格差の縮小と行政経費の縮減、持続可能な公共交通体系確立のための施策の一環として、4月1日から9月30日までの6カ月間、市内3地区で新しいバス交通の試験運行を行います。なお、該当地域の皆さんへは、詳しい路線や運行内容、運行時刻などを記載したチラシを別途配布します。

今回試験運行を行うのは、①川崎・弥栄②長坂・猿沢③舞川―の3地区です。それぞれの運行の概要をお知らせします。

なお、①川崎・弥栄地区については、試験運行後、本格運行に移行する予定です。また、②長坂・猿沢地区と③舞川地区については、試験運行終了後は元の運行内容に戻すことを前提に運行します。

川崎・弥栄地区

川崎弥栄診療所の患者輸送バスを廃止することに伴い、同じ路線で同じ車両を活用して、誰でもお乗りいただける市営バス（定時定路線バス）を運行します。

■路線…これまで患者輸送バスが走っていた5路線すべてで運行します。

■料金…1乗車につき200円（小学生以下、障害者は100円、未就学児については大人と一緒に乗車すれば一人まで無料）

■運行回数と時刻…1路線につき、1週間に二日、決まった運行時刻に1日3回運行します。

■利用方法…通常の路線バスとほとんど変わりありません。

長坂・猿沢地区

現在運行している東磐交通猿沢線（東磐交通前（長坂）～新大町裏（猿沢））について、タクシー車両によるデマンド（予約応答）型の運行をします。ご利用には予約が必要です。

■路線…現行の東磐交通猿沢線の路線と停留所に加え、寒七自治会館と伊沢田集会所までの路線と停留所を設定しました。

■料金…1乗車につき300円（小学生以下、障害者は150円、未就学児については大人と一緒に乗車すれば一人まで無料）

■運行回数と時刻…月～土曜は4往復、日曜祝日は3往復。運行時刻が決まっています。

■利用方法…利用するときは、東磐交通（☎㊼3434）に電話で予約してください（「○時○分に○○の停留所から乗車します」とお伝えください）。※予約が一人もない便については運行しません。

デマンド型運行とは？

予約を受けたときだけ運行する方法のことをいいます。

これまでの路線バスと違い、利用するときはまずバス会社へ電話で乗車を予約することが必要です。

予約がないときは、その区間は運行しませんのでご注意ください。

舞川地区

現在運行しているなの花バス峠・番台コース（一関駅前～峠）について、一部区間でデマンド型の運行をします。この区間のご利用には予約が必要です。

■路線…小塚～小戸～峠の区間デマンド型の運行をします。一関駅前～小塚の区間については、これまでどおり運行します。

■料金…全路線とも現行どおりです。

■運行回数と時刻…運行回数と時刻は現行どおりですが、小塚～小戸～峠の区間から乗車する場合は、電話予約する必要があります。

■利用方法…小塚～小戸～峠の区間から乗車する場合は、市がなの花バスの運行を依頼している岩手県交通一関営業所（☎㉓4250）に電話で予約してください（「○時○分に○○の停留所から乗車します」とお伝えください）。※同区間からの予約が一人もない便については、一関駅前～小塚区間の運行となります。

◎問い合わせ先
本庁協働推進課交流推進係

定額給付金

現在申請受け付け中

□申請は9月24日まで
□申請書提出後、約1カ月後に口座へ振り込み
□給付額は1人につき1万2000円（65歳以上、18歳以下は2万円）

市は3月18日の市議会の議決を受け、定額給付金給付事業を実施します。景気後退下での住民の不安に対処するため、生活支援を行うこと、併せて地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

定額給付金の概要

■給付対象者…基準日（平成21年2月1日）時点で一関市に住民登録や外国人登録をしている人

■給付金額…給付対象者一人につき1万2000円。ただし、▼65歳以上の人（昭和19年2月2日以前に生まれた人）▼18歳以下の人（平成2年2月2日以後に生まれた人）―は一人につき2万円

■申請者…世帯主（申請者）が世帯全員分をまとめて申請します。なお、外国人は個人ごとに申請します。

■申請方法…申請書に給付金の振込先口座などを記入の上、運転免許証や保険証などの本人確認書類の写しと給付金を振り込む通帳の写しを添付して申請します。なお、申請で使用する写しは、本庁、各支所および各公民館でとることができます（無料）。

■申請期間…3月21日㈯～9月24日㈭（4月19日までは、土曜・日曜も受け付け）

■受付時間…9時～11時30分、13時～16時

■申請場所…郵送申請が基本となりますが、本庁・各支所でも受け付けます。詳しくは、申請書に同封した案内をご覧ください。

■受け取り方法…口座振り込みで行います。申請書提出後、おおむね1カ月で振り込みます。口座をお持ちでない人に限り、現金で受け取ることができます。

申請書の発送と申請

申請書は、3月19日に各世帯主（申請者）あてに発送しました。現在、定額給付金の申請を受け付け中です。

対策本部を設置

市は定額給付金事業を実施するに当たり、全庁的な体制を構築し、円滑に事務を実施するため、2月19日に「一関市定額給付金対策本部」を設置しました。専任4人、兼任2人の職員体制で事務を行っています。

◎問い合わせ先
定額給付金対策本部
☎㉑8730（6月30日まで）

給付に関するQ＆A

Q 4月に一関に転入してきました。申請はどうすればいいですか？

A 2月1日（基準日）に住民登録していた市町村へ申請してください。

Q ゆうちょ銀行（郵便局）の通帳しか持っていませんが、給付金の振り込みはできますか？

A ゆうちょ銀行（郵便局）の口座でも振り込むことができます。

Q 3月に亡くなった家族の給付金は受けられますか？

A 給付対象者は、2月1日（基準日）の状況によりますので、給付の対象となります。なお、世帯主が亡くなった場合は、新しい世帯主が申請し、給付金を受け取ります。

Q 申請書を失くしました。

A 本庁、各支所で再発行することもできます。その際は、本人確認書類と振込先の預（貯）金通帳、印鑑を忘れずにお持ちください。

Q 外国人は給付金を受けられるの？

A 2月1日（基準日）に外国人登録原票に登録されていて、在留期間内にある人（ただし、観光などの短期滞在を除く）は、給付対象となります。

Q 定額給付金を辞退し、市に寄附することはできますか？

A 定額給付金は、国から市への補助金として交付されるので、受け取りを辞退した給付金は、国へ返還されることになります。

寄附を希望する人は、いったん給付金を受け取った後、ふるさと納税として市に寄附していただきますと、市では各事業に活用させていただきます。ふるさと納税に関しては、本庁企画調整課（☎21-8461）にお問い合わせください。

「振り込め詐欺」に注意！

「定額給付金」に関して、市などがＡＴＭ（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

また、ＡＴＭを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。振り込め詐欺には十分注意してください。